

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

業者の商号又は名称	本社所在地
有限会社 薄井設備	栃木県那須塩原市下田野454

2 指名停止措置期間

- 令和7年9月22日から令和7年10月21日まで（1箇月）

3 指名停止措置の範囲

- 那須塩原市が発注する工事等

4 事実概要

- 令和7年9月10日執行の「令和7年度那須塩原市施設排出事業系廃棄物収集運搬業務委託（西地区）」の入札において、落札したにもかかわらず、契約辞退届を提出し、契約の締結を拒んだ。

5 指名停止措置理由

- 那須塩原市建設工事等指名停止基準別表19の項に該当

<那須塩原市建設工事等指名停止基準別表19の項>

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 19 業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上9月以内

本件問合せ先

那須塩原市総務部契約検査課契約係
那須塩原市共墾社108番地2
電話：0287-62-7114